

# ビジネスマスター・プラス

## 商品改定のご案内

いつも、損保ジャパンをご利用いただき誠にありがとうございます。  
2024年6月1日以降保険始期契約から、事業活動総合保険「ビジネスマスター・プラス」の商品改定を実施します。  
主な内容を次のとおりご案内しますので、ご確認のうえ、改定についてご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 物損害ユニット

#### 改定の背景

物損害ユニットは、自然災害の増加や大口事故の影響により支払保険金が増加傾向にあります。また、近年の物価上昇によって修理費単価の上昇傾向が続いています。

今後も安定的な補償をお客さまにお届けするため、この度の改定を実施します。

保険料引き上げや一部補償の縮小により、お客さまにはご負担をおかけすることになりますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。ご契約条件の見直しをご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。

#### 近年の自然災害

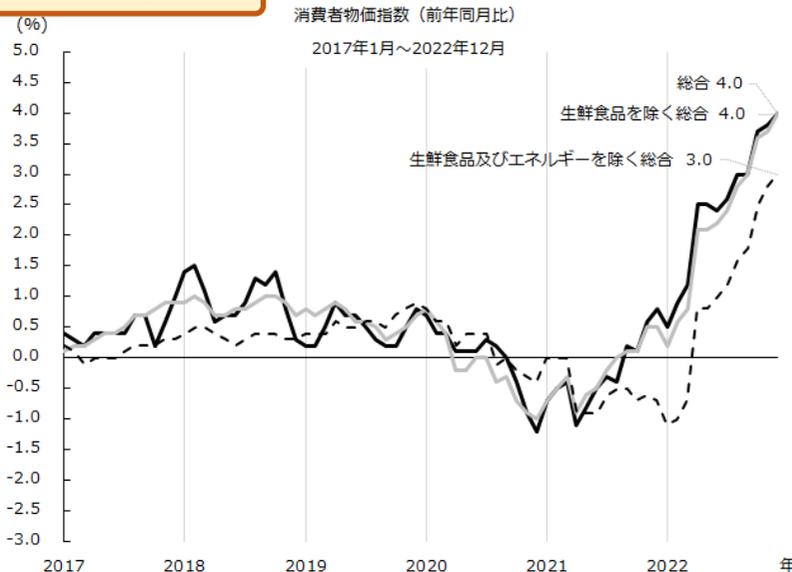
日本の自然災害による発生件数は、「**台風**」が57.5%と最も多く、次いで「**地震(注)**」が17.9%、「**洪水**」が14.7%と多くなっています。被害額はひとたび発生すれば広域に甚大な被害をもたらす「**地震**」が8割超を占めており、次いで「**台風**」、「**洪水**」の順となっています。近年では土砂災害をもたらす集中豪雨や鬼怒川で発生した堤防決壊のような大規模な洪水等、従来の想定を超えた大規模災害の発生が増加しています。

(注) 物損害ユニットでは地震による損害は支払対象外です。

2021年8月 集中豪雨	2021年8月に全国各地の広範囲で記録的な大雨となり、河川の氾濫、土砂崩れ、道路の崩壊などが多発した。多くのバスや鉄道などの交通機関が運休し、高速道路や国道の通行止めなどが相次いで発生した。
2022年7月 宮城県 局地的大雨	48時間の降水量が大崎市古川が259.5ミリ、栗原市築館が226.0ミリとなり観測史上最大を記録した。大崎市古川では、名蓋川の堤防が決壊し「緊急安全確保」を発表。
2022年8月 青森・秋田・山形・新潟・福井 線状降水帯発生	河川の氾濫が発生。主な氾濫河川は、最上川（山形県）5箇所、米代川（秋田県）1箇所、梯川（石川県）1箇所

異常気象による自然災害の増加・災害の大規模化に伴い、保険金の支払いが膨らむ傾向にあります。ニュースでも「数十年に一度の大雨」といったフレーズを耳にする機会が増えたように感じますが、今までは起こることのなかった大規模な自然災害が頻発しており、それによって保険の収益は急激に悪化している現状にあります。

#### 近年の消費者物価指数



損害が発生した時点における物価等を基準に損害額の算定を行い、保険金をお支払いします。そのため、物価上昇時は損害額が高く算定され、結果として保険金の支払いが膨らむ傾向にあります。

## 1. 物損害ユニット：主契約の改定

### (1) 料率の改定

業種ごとに保険料の引き上げを実施します。

※屋外看板・自動販売機損害補償特約もこれに準じ、保険料の引き上げを行います。

### (2) 免責金額の改定・新設

免責金額につきましては、これまで事故の種類により「0円」と「1万円」に分かれておりましたが、改定以降は、事故の種類を問わず一律1万円とさせていただきます。なお、今回、新たに免責金額を5万円・10万円・20万円とするオプションも新設しております。免責金額を引き上げることで保険料の割引が適用されますので、あわせてご検討いただけますと幸いです。（冷凍損害補償特約と屋外看板・自動販売機損害補償特約もこれに準じ、免責金額が改定・新設されます。）

### (3) 免責事由の追加

電氣的・機械的の事故、その他不測かつ突発的な事故について、以下のとおり免責事由の追加・免責の適用範囲の変更いたします。

- ◇保険の目的に対する修理・清掃等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ◇保険金を支払う事故の際における保険の目的の紛失または盗取による損害
- ◇機械の潤滑油、燃料等の運転用資材、工具類、キャタピラ、ブーム、ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ホース類、ハンマー部分、フォーク・ドリル、バケット、ショベル等の刃またはつめに相当する部分および、ケーシング、チューブ等の消耗品または消耗材に生じた損害
- ◇対象施設の営業時間外において、金庫外に保管中の宝石・貴金属等について生じた盗難による損害
- ◇ボイラに生じた圧かき、膨出、亀裂による損害
- ◇記名被保険者と同居の親族、または保険の目的の使用もしくは管理を委託された者が記名被保険者に保険金を取得させる目的をもって故意に行った行為によって生じた損害
- ◇保険契約者、記名被保険者または保険金を受け取るべき者の使用人もしくは同居の親族が単独で、もしくは第三者と共謀して行った盗難、詐欺、横領、背任その他の不誠実行為によって生じた損害
- ◇保険の目的が無人航空機等である場合における、保険の目的のブレード等の回転翼部分に生じた損害。ただし、保険の目的の他の部分と同時に損害を被った場合は、保険金を支払います。

### (4) その他の改定

	補償概要・改定内容
費用保険金の一部廃止	物損害事故付随費用保険金のうち、エコ対策費用と屋上緑化費用を廃止いたします。
太陽光発電設備・装置、ドローン等の無人航空機等への1事故あたりの支払限度額の追加	太陽光発電設備・装置は敷地内ごとに100万円、ドローン等の無人航空機等は罹災した機数を問わず30万円の1事故あたりの支払限度額を追加いたします。ただし、保険の目的である無人航空機等が商品・製品等に該当する財物である場合は、保険金額を限度とします。
太陽光発電設備・装置の盗難事故の免責化	保険の目的である太陽光発電設備・装置の全部または一部に生じた盗難による損害は補償の対象外といたします。
ドローン等の無人航空機等が対象物件に含まれることの明確化	除外物件である航空機（人が乗って航空の用に供することができるもの）、無人航空機等（例：ドローンや農業散布用ヘリコプター等）が含まれないことを明記し、対象物件に含まれることを明確化いたします。
雪災の定義の変更	定義を以下の通り変更いたします。  （現在）豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。  （改定後）豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による <b>事故または</b> 雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
免責事由の適用範囲の変更	電氣的・機械的の事故およびその他不測かつ突発的な事故に適用される免責事由について、以下の事故についても適用される形に変更いたします。 ・建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触 ・給排水設備に生じた事故または記名被保険者以外のものが占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ など
陸上以外の輸送中の事故に関する免責の明確化（工事業務関連）	物損害ユニットで対象外としている工事業務に関連する場所等にある工事の目的物、工所用材料、工所用仮設材などについて、陸上以外の輸送中の事故は免責であることを約款上明確化いたします。

## 1. 物損害ユニット：地震危険補償特約の改定

### 改定の背景

政府の研究機関を中心に地震リスク評価の見直しを実施されており、文部科学省の地震調査研究推進本部が公開している資料によると、東日本大震災以降もほぼ全国的に地震リスクは上昇しています。実際に、2021年2月と2022年3月に福島県沖で発生した地震では、甚大な被害が発生したとともに地震危険に対する保険金の支払額が増加したほか、本年に入って令和6年能登半島地震でも甚大な被害が発生しております。また、物損害ユニットの主契約と同様に、近年の物価上昇の影響により支払保険金が増加傾向にあります。

このような背景から、都道府県ごとの保険料の引き上げと、保険金額に応じた最低保険料の引き上げおよび免責金額の改定を実施します。

保険料の引き上げや一部補償の縮小により、ご負担をおかけすることになりますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。ご契約条件の見直しをご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。

#### (1) 保険料の改定

保険料の改定を実施いたします。保険料の引き上げ幅は、都道府県および業種により異なります。また、これまで一律1,000円としていた最低保険料を、保険金額により3,000円～10,000円に引き上げます。

#### (2) 免責金額の改定

下表のとおり免責金額を改定いたします。

保険金額	改定前	改定後
500万円	10万円	50万円
1,000万円	20万円	50万円
3,000万円	60万円	100万円
5,000万円	100万円	100万円

## 2. 工事物ユニット：主契約の改定

対象工事の範囲を拡大し、これまで対象外としていた「ダム建設工事」を補償対象といたします。なお、これによる保険料の改定はありません。

## 3. 商取引ユニット：主契約の改定

### 改定の背景

商取引ユニットは、告知などを省略して簡便にご加入いただける取引信用リスクを補償するユニットということで、これまで多くのお客さまにご加入をいただいております。誠にありがとうございます。一方で、誠に遺憾ながら、一部のお客さまによる保険金の不正請求と思われる事例が発生しております。不正請求防止を目的とした保険金査定体制（求償体制・債務者への直接連絡等）の強化や約款改定（2023年7月）を実施しておりますが、今後も適正に保険制度を運営するため、保険の補償および対象範囲を縮小せざるを得ない状況となりました。

保険料引き上げや一部補償の縮小により、ご負担をおかけすることになりますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。ご契約条件の見直しをご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。

#### (1) 補償される事故・債権等の縮小・定義明確化等

①対象となる事故を限定いたします。

・個人事業主が債務者である場合について、対象事故を「破産」に限定いたします。

<対象となる債務者および範囲>

改定前				改定後			
債務者	破産事故		入金遅延事故	債務者	破産事故		入金遅延事故
	破産	破産以外			破産	破産以外	
法人	○	○	○	法人	○	○	○
個人事業主	○	○	○	個人事業主	○	×	×
個人	×	×	×	個人	×	×	×

### 3. 商取引ユニット：主契約の改定（続き）

- ②対象となる「商品等の取引に関する契約」のうち、以下に該当する契約を対象外といたします。
- ・建設業法別表第1に掲げる「とび・土工・コンクリート工事」および「解体工事」の請負契約
  - ・建設工事に関する請負契約のうち、一括下請負契約に該当するもの（発注者が合意した場合も含まず）
  - ・呉服を商品とする契約
  - ・売買委託契約
  - ・立替払契約
  - ・コンサルティング業務契約（顧問契約は引き続き対象となります）
  - ・割賦販売契約（契約期間の長短を問いません）
  - ・賃貸借契約のうち、自動的に契約期間が延長または更新されることが約定されている契約
- ③対象となる債権を明確にするための改定を実施いたします。
- ・**記名被保険者と債務者が債務について合意していない場合は紛争債権に該当し対象外**であることを明確化いたします。（保険金支払い前に損保ジャパンが債務者へコンタクトすることがあります。）
  - ・以下の項目が全て記載されている契約書や請求書を必要といたします。（商品等の提供期間、提供日または引渡し日、商品等の名称・内容、弁済期日など）
  - ・商品等が販売された時または役務の提供が完了した時の特定が難しい場合は債権の発生時点を「商品等の提供期間の満了日（最終日）」とする規定を追加いたします。
  - ・建設工事の請負契約について、引渡し日（工事の種類・性質・内容に応じて合理的であると認められる日）または完工日のいずれか早い日から1か月以内に発行された請求書をもって債権の発生時点を判断する規定を追加いたします。
- ④主として保険期間開始後の業務にまつわる債権に限定する趣旨で、以下の債権を対象外といたします。
- ・継続契約における初年度契約の保険始期日より前に発生した債権
  - ・契約書面または請求書に記載の債務にかかる商品等の提供期間に初年度契約の保険始期日の前日が含まれる債権
  - ・建設工事の請負契約の場合は「債権の発生時点」または「契約締結日」のいずれかが初年度契約の保険期間の初日より前にある場合の債権

<ご参考>

#### 例1：倒産事故の場合

補償可否

	×
	○
	○

建設業法における建設工事の請負契約にかかる債権のうち、契約締結日が初年度契約の保険期間の初日より前にある債権は、この図に該当する場合であっても補償対象外となります。

契約なし 初年度契約 次年度契約



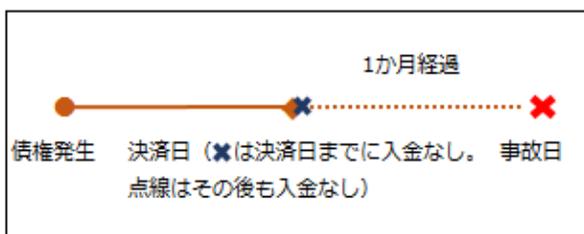
#### 例2：入金遅延事故の場合

補償可否

	×
	×
	○
	○
	○
	×

建設業法における建設工事の請負契約にかかる債権のうち、契約締結日が初年度契約の保険期間の初日より前にある債権は、この図に該当する場合であっても補償対象外となります。

契約なし 初年度契約 次年度契約 契約なし



### 3. 商取引ユニット：主契約の改定（続き）

⑤主としてモラルハザードを排除する趣旨で、以下の事象、契約、または債務者にまつわる債権を対象外といたします。

- ・第三者と通謀して債務があるかのように装った場合や債務不履行の外観を作出した場合
- ・事故後に契約書や請求書に記載の項目を変更した場合
- ・客観的に合理性や妥当性を欠いていると損保ジャパンが判断できる契約
- ・初年度契約の保険始期日以降に特約の対象となる債務不履行を発生させた債務者（従来は保険期間中に事故を発生させた場合に対象外としておりました）
- ・保険期間の初日時点で他人に債務不履行を発生させている債務者
- ・工事の請負契約について、「建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の請負契約」に該当しない場合
- ・債務者が反社会的勢力であることを認識しながら取引を行った場合等において発生した債権
- ・初年度契約において、保険始期時点で債務者が記名被保険者に対して債務不履行を発生させている事実がある場合またはそれを記名被保険者が認識している場合（ただし、記名被保険者がその債務不履行を知りえない場合を除きます。）
- ・記名被保険者の関連会社やグループ会社等が役員を派遣している法人および役員の兼務がある法人との間に発生した債権
- ・記名被保険者や関連会社、グループ会社等が何らかの方法で支援を行っている法人または個人事業主との間に発生した債権
- ・記名被保険者の役員またはその3親等以内の親族が、役員または個人事業主である法人または個人事業主との間に発生した債権

⑥その他の改定

約款にて以下を明確化します。

- ・賃貸借契約における対象物の保全を目的とした保険契約の保険料部分が対象外であること。
- ・保険始期直前12か月間に、手形ジャンプ（手形の支払期日を債務者の依頼により延期することをいいます）をしている債務者との間に発生した債権を補償対象外すること。あわせて、既に発生している債務の弁済期日の延期を認めないこと。
- ・一部の用語における定義（「弁済期日」「反社会的勢力」「瑕疵」「紛争中」等）。
- ・委託契約に委任契約および準委任契約が含まれること。
- ・商品等の取引に関する契約におけるキャンセル料金、損害賠償金および違約金ならびに賃貸借契約等における賃借物の不返却の場合の買取費用等（名称を問いません。）の違約金は補償対象外であること。
- ・債務者または第三者と共謀して事故を発生させた場合や事故に加担している場合は免責であること。
- ・法令等に違反した契約や一般的な商慣習に照らして一方の当事者に著しく不利益を生じさせるような契約は免責であること。
- ・債務不履行が発生した際に、記名被保険者が債務者に適切に支払督促を行わなかった場合は免責であること。
- ・弁済期日を延期（手形ジャンプを含みます。）した場合であっても、延期前の弁済期日を弁済期日とみなすこと。
- ・保険金支払い後に無責であることが判明した場合、保険金を返還する義務があること。

#### （2）保険金のお支払額の縮小

縮小してん補割合80%を導入いたします。これまでは、支払限度額を上限として損害額をお支払いしていましたが、改定後は、支払限度額を上限として、損害額に80%を乗じた額をお支払いいたします。

#### （3）保険金のご請求手続き等に関する改定

①事故通知期間の限定

- ・事故の翌日から30日以内に損保ジャパンに事故通知を行った場合のみ保険金をお支払いする規定を追加いたします。

②保険金のご請求書類に関する規定の追加

- ・債権の有無を確認するため、保険金のご請求時に、以下の項目が全て記載されている契約書や請求書のご提出を必須といたします。**なお、契約書・請求書に記載がない場合、補償の対象となりませんのでご注意ください。**  
（商品等の提供期間、提供日または引渡し日、商品等の名称・内容、弁済期日など）

③保険金の内払いを廃止いたします。

④保険金を請求できる事故の回数（※1）は保険期間中10回を上限とします。

- （※1）入金遅延事故が発生し保険金請求をした後に倒産事故となった場合は、1回の事故と数えます。1事故につき内払いで複数回にわたって保険金を受け取った場合でも、事故の回数は1回と数えます。保険金受け取り後、当社への債権譲渡手続きが完了するまでの間に保険金の全額を回収し当社にお支払いいただいた場合は、回数に含まれません。

#### （4）保険料の改定

工事業と専門サービス業における保険料の引き上げを実施します。

## 4. 休業ユニット：主契約の改定

### 改定の背景

自然災害の激甚化や企業の倒産件数の増加の影響もあり、中小企業の事業継続力の向上に注目が集まっています。「もしもの際も3か月以内に復旧し、従来の事業をつづける」ことを実現することをコンセプトとし、ビジネスマスター・プラスをリニューアルし、万が一の際の事業継続に必要な費用を保険金として受け取ることを可能にしました。なお、商品開発にあたっては、1,000社を超える中小企業の皆さまにヒアリングを行い、「分かりやすい商品」へのニーズに応えるべく、業種を問わず補償内容がイメージしやすい設計にしました。

ご契約条件の見直しをご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。



### つづける事業・マスター

「つづける事業・マスター」は休業ユニットをセットしたビジネスマスター・プラスのペットネームです。

#### (1) 補償の拡大（主要取引先の破産による損失等の追加） 業界初！

ワイドプランにつきまして、主要取引先（注）の破産による損失等を補償の対象に追加いたします。（エコノミープランは対象外）なお、事業所限定方式の場合は、保険証券にて指定した対象施設の業務にかかわる部分が補償の対象となります。（注）主要取引先につきましては、パンフレット（P30）または普通保険約款・特約もあわせてご確認ください。

#### (2) 保険金の算出方法の変更

これまで、休業損失保険金（喪失利益・収益減少防止費用）と営業継続費用保険金の3つの項目から構成されており、保険金のお支払額の計算方法が複雑となっておりますが、保険金の項目を2つに再編するとともに、保険金のお支払額の計算方法をシンプル化いたします。

##### ① 保険金の項目の再編

休業損失保険金のうちの収益減少防止費用と営業継続費用は、概ね同様の補償内容でありながら2つに分かれておりました。これを統合し、「事業継続費用保険金」といたします。なお、改定後は、**旧来の収益減少防止費用と営業継続費用を合算し、新しい「事業継続費用保険金」の保険金額がお支払いの上限額となりますのでご注意ください。**

改定前		改定後
休業損失保険金	喪失利益	休業損失保険金(喪失利益)
	収益減少防止費用	
営業継続費用保険金		事業継続費用保険金 (旧：収益減少防止費用 + 旧：営業継続費用保険金)

(例) 保険金額1000万円の場合で、罹災時に700万円の喪失利益が発生した事故においては、収益減少防止費用として300万円（1000万円－700万円）、営業継続費用として500万円の合計800万円が従来のお支払いの上限額でした。今回の改定により、事業継続費用の支払限度額（保険金額1000万円でご契約の場合は500万円）が上限となります。

##### ② 休業損失保険金（喪失利益）のお支払額の計算方法のシンプル化

・これまでの、売上高の減少額に対して「利益率（営業利益と経常費の割合）」を乗じた額を、損失額として算出する方法を採っておりました。新方式では、1日あたりの損失（営業利益＋対象経常費）に休業日数を乗じる形となります。

この額に対して、影響割合（売上高が減少した割合）を乗じた方式といたします。（例えば、完全休業時は影響割合100%、売上半減時は影響割合50%となります）

改定前	改定後
収益減少額 × 利益率 + 収益減少防止費用 - てん補期間中に支出を免れた経常費 - 免責時間に相当する期間の損失額	(1日あたりの営業利益 + 1日あたりの対象経常費) × (休業日数 - 1日) × 影響割合

・また、分かりやすさの観点から、経常費の対象範囲を限定し、算出方法をシンプル化いたします。対象経常費とは人件費、福利厚生費、地代・家賃等、通信費、光熱費をいいます（一部の費用には80%を乗じます。詳しくはパンフレット28ページをご覧ください）。減価償却費、退職金、租税公課、支払利息などは含まれませんのでご注意ください。**経常費のうち対象経常費の割合相応分については、これまでに比べて保険金の額が少なくなることがあります。**

#### (3) 補償範囲の縮小（その1）

① 事故等発生のおきからの補償期間を従来の12か月から3か月に短縮いたします。

② 事故の種類によって設定されていた休業損失保険金の免責時間を、1日に統一いたします。

③ 敷地外物件の偶然な事故やユーティリティ・流通管理システムの中断による損失等の支払限度額について、従来は休業ユニットの保険金額に応じてお支払いしていましたが、休業ユニットの保険金額が3,000万円以下の場合は500万円、5,000万円以上の場合は1,000万円に縮小いたします。

④ 電気、ガス、水道、電話などのユーティリティが中断または阻害された場合について、従来は免責時間なく補償対象でしたが、改定後は24時間を超えて継続して中断または阻害された場合のみ、休業損失保険金および事業継続費用保険金をお支払いいたします。

#### 4. 休業ユニット：主契約の改定（続き）

##### (4) 補償範囲の縮小（その2：感染症による休業損失補償の縮小）

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」）による隔離期間の緩和や消毒等の措置の簡素化を踏まえ、休業ユニット（ワイドプラン）の感染症に関する補償を縮小します。具体的には、特定感染症により対象施設の消毒等の措置が必要になった場合の定額払（20万円）を廃止します。また、**特定感染症のうち新型コロナによる休業損失や感染症対策費用については、新型コロナが予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）における五類感染症に該当している場合は、補償対象外となります。**同法における一類感染症、二類感染症、または新型インフルエンザ等感染症のいずれかに該当している場合は引き続き補償の対象となりますが、今回の改定以降、休業損失のてん補期間を5日に短縮します（改定前は14日）。

なお今後感染が拡大する可能性のある感染症に備え、指定感染症については引き続き補償対象となります。

＜改定前＞ 2023年6月30日以前保険始期契約

対象の感染症	補償内容	お支払限度額		保健所等による消毒等の指示命令等	
				汚染が発生した場合	汚染の疑いによる場合
特定感染症	①保険金	1事故500万円限度 (てん補期間14日。 休業2日目から補償対象)	①～③合算で 1事故 600万円限度	指示命令等 がなくても 補償対象	指示命令等が ある場合のみ 補償対象
	②感染症対策費用保険金				
	③保険金 (定額20万円)	保険期間を通じて定額20万円 (①②の保険金の内枠払いとなります。)			
指定感染症	④保険金 (定額20万円)	保険期間を通じて定額20万円	指示命令等がある 場合のみ補償対象		



＜改定後＞ 2023年7月1日以降保険始期契約（2024年6月1日以降保険始期契約用の約款文言に基づき記載しております）

対象の感染症	補償内容	お支払限度額		保健所等による消毒命令等	
				汚染が発生した場合	汚染の疑いによる場合
特定感染症	①休業損失保険金	1事故500万円限度 (新型コロナ以外：てん補期間14日 新型コロナ※：てん補期間5日 ※ただし五類感染症に該当する場合は対象外 休業2日目から補償対象)	①と②合算で 1事故 500万円限度	消毒命令等 がなくても 補償対象	消毒命令等が ある場合のみ 補償対象
	②特定感染症対策費用保険金				
	③保険金 (定額20万円)	廃止			
指定感染症	④指定感染症対策費用保険金 (定額20万円)	保険期間を通じて定額20万円		消毒命令等がある 場合のみ補償対象	

##### ＜特定感染症＞

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1型、H7N9型のみ）、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

保険始期日の翌日から起算して14日以内に発生した特定感染症または指定感染症による事故はお支払いの対象外となります。（ただし、この保険契約が継続契約である場合は、保険金を支払います。）

##### (5) 免責条項の追加

次に掲げる損害を、免責事由に追加いたします。

- ・対象物件である太陽光発電設備・装置の全部または一部に生じた盗難による損害
- ・対象物件の格落ち損害や、対象物件であるボイラに生じた圧かい、膨出、亀裂による損害など（詳しくはパンフレット31ページをご参照ください。）
- ・労働争議や脅迫行為、水源の汚染、濁水または水不足などによって生じたユーティリティ設備または流通管理システムの中断

#### 4. 休業ユニット：主契約の改定（続き）

##### (6) 補償上限額の見直し

###### ① 支払限度額の改定

保険金の種類	損失等の種類	保険金額3,000万円以下のお客さま		保険金額5,000万円以上のお客さま	
		改定前	改定後	改定前	改定後
休業損失保険金	下記以外 (自社施設などの事故)	休業ユニットの 保険金額限度	休業ユニットの 保険金額限度	休業ユニットの 保険金額限度	休業ユニットの 保険金額限度
	敷地外物件の事故、 ユーティリティの中断等※		500万円	1,000万円	
	主要取引先の破産	—	100万円	500万円	500万円
	特定感染症	500万円	500万円	500万円	500万円
事業継続 費用保険金※1	下記以外 (自社施設などの事故)	500万円	500万円	500万円	1,000万円
	敷地外物件の事故、 ユーティリティの中断等※2	500万円	500万円	500万円	500万円
	主要取引先の破産	—	100万円	—	100万円
特定感染症 対策費用保険金※3	特定感染症	100万円	100万円	100万円	100万円
指定感染症 対策費用保険金	指定感染症	保険期間を通じて 20万円（定額）	保険期間を通じて 20万円（定額）	保険期間を通じて 20万円（定額）	保険期間を通じて 20万円（定額）

※1 改定前の「営業継続費用」と「収益減少防止費用」を指します。

※2 敷地外物件の偶発的な事故、ユーティリティ・流通管理システムの中断をいいます。

※3 改定前の「感染症対策費用保険金」を指します。

###### ② 保険金額のご確認のお願い **重要**

保険金のお支払方法のシンプル化および補償期間上限を3か月にしたことに伴い、補償される上限額が下がる可能性があります。あらためて、保険金額のご確認をお願いいたします。

**保険金額の目安は、「罹災により売上減少が想定される日数（最大3か月）×1日当たりの（利益+対象経常費）」となります。**なお、1,000万円より低く設定することはできません。

##### (7) 保険料の改定

補償範囲が変更になることに伴い、保険料を改定いたします。主要取引先の破産事故が追加となるワイドプランについては保険料が引上げ、エコノミープランについては保険料が引き下げとなります。

なお、保険金額5,000万円以上のご契約につきましては、事業継続費用保険金の支払限度額引き上げに伴い、エコノミープランでも保険料が引き上げとなる場合があります。

##### (8) その他の改定

	補償概要・改定内容
被災設備修復サービスの利用	従来は物損害ユニット・工事物ユニットにご加入される場合のみ、サービスの利用が可能でしたが、休業ユニットにご加入のお客さまも、事業の早期復旧を支援する被災設備修復サービスをご利用いただけるようになりました。
無人航空機等の免責化	ドローン等の無人航空機等は対象物件から除外します。
「雪災」の定義の変更	物損害ユニットと同様の改定を行います（2ページをご覧ください）。
免責事由の適用範囲の変更	物損害ユニットと同様の改定を行います（2ページをご覧ください）。
食中毒リスクでお支払い対象となる保険金の変更	（2）①でご案内のとおり、保険金の項目を再編しました。その結果、これまで「営業継続費用」が対象外であった「食中毒の発生またはおそれ」について、保険金の再編に伴って「事業継続費用」が補償されるようになります。
その他	約款文言の分かりやすさの向上、類似の用語の統一などを行います。

##### (9) ご注意点

以下のような場合につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。企業総合補償保険等でご案内できる場合がございます。

- ・被災後の補償期間（てん補期間）について、3か月超での設定をご希望される場合
- ・経常費について、対象経常費に限定しない形での補償をご希望される場合
- ・万が一の罹災時に高額の事業継続費用の発生が見込まれるため、高額の保険金額の設定をご希望される場合 など

#### 4. 休業ユニット：ネットワーク中断による休業損失等補償特約の改定

① 保険金の名称を「ネットワーク中断休業損失保険金」と「ネットワーク中断営業継続費用保険金」に変更いたします。

② ネットワーク中断営業継続費用から脅迫金を除外いたします。

③ 被保険者システムの調査、点検、遮断、復旧等のために記名被保険者が自主的に被保険者システムを停止した場合には補償対象外とします。

## 5. 賠償ユニット：主契約の改定

### 改定の背景

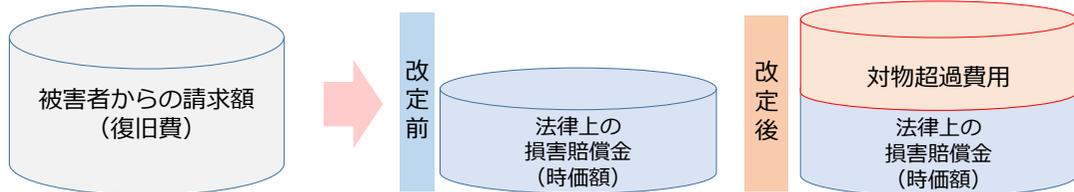
ビジネスマスター・プラスの賠償ユニットはこれまで、中小企業をとりまくさまざまな賠償責任リスクを包括的に補償することで、「この保険に入っておけば、第三者賠償責任事故への備えは十分」という安心をお届けしてきました。一方で、昨今のデジタル化の急速な進展や急激な物価上昇など、中小企業を取り巻く環境は大きく変化しています。そのため、企業向け賠償責任保険において国内で初めて、サイバーリスク補償を標準化（ワイドプラン）するほか、対物超過費用を追加する改定を行います。そのほか、賠償責任保険との差異解消を目的とした改定も併せて実施します。

#### (1) サイバーリスクの基本補償化（ワイドプラン）

- サイバーリスク賠償責任補償特約は、これまでオプション特約として販売してまいりましたが、改定以降はワイドプランをご契約のお客さまに自動的にセットされる形に変更いたします（特約を外した形でご契約いただくことはできません）。一方で、エコノミープランにご契約の場合は、特約をセットいただくことができなくなりますのでご注意ください。これまでエコノミープランにご契約でこの特約をセットいただいていたお客さまは、ワイドプランへの移行をお願いいたします。
- あわせて、保険金額の選択肢追加、補償充実化、保険料見直し等も実施します。（詳しい内容はパンフレット37ページをご覧ください。）

#### (2) 対物超過費用の補償追加

- 賠償ユニット（ワイド・エコノミー共通）の主契約で「対物超過費用」を補償いたします。
- 「対物超過費用」とは、被害財物の復旧費がその時価を超えた場合に、被保険者が被害財物の復旧費について法律上の損害賠償責任を超えて負担する費用になります。（復旧費からその時価を差し引いた額に、被保険者の過失割合を乗じた金額をお支払いいたします。）
- 被害者1名につき50万円、1回の事故につき100万円、保険期間を通じて1,000万円まで補償いたします。
- 対物超過費用は、保険金額の外枠でお支払いします。
- リース・レンタル用品（有償・無償を問いません）、受託不動産等は対物超過費用の補償対象外となります。



#### (3) 受託自動車に関する補償範囲の拡大

- 受託自動車の修理中に発生した加工技術の拙劣または仕上不良等に起因する財物の損壊のうち、ジャッキアップ等の作業による損壊はこれまで免責でしたが、補償を拡大し、対象といたします。

（参考）ジャッキアップ等の作業による損壊：以下のいずれかに該当するものをいいます。

- ジャッキアップ、リフトアップその他類似の作業によって生じた受託自動車の損傷等
- ボンネット開閉作業によって生じた受託自動車の損傷等
- ワイパーブレードの操作またはその取扱いによって生じた受託自動車のフロントガラスの損傷等

- 受託自動車の定義を変更いたします。これにより、お客さま（被保険者）が所有権留保条項付き売買契約の売主であり、かつその買主から受託した自動車も受託自動車とみなせるようにいたします。（ただし、被保険者、被保険者の代理人または被保険者の同居の親族が買主の場合は除きます。）
- この改定により一部の業種のご契約の保険料は引き上げになります。

#### (4) 国外流出製造物等に関する海外訴訟の免責化

国外流出製造物等に起因して日本国外において発生した身体の障害または財物の損壊について、日本国外の裁判所に訴訟が提起された場合も補償対象でしたが、補償の対象外とする改定を行います。

#### (5) その他の各種見直し

- 物流業務の製造物・完成作業危険に起因する損害について保険金をお支払いする場合において、自賠責保険契約等が締結されるべきもしくは締結されているときまたは自動車保険契約等が締結されているときは、自賠責保険契約等または自動車保険契約等を優先扱いとする規定を追加いたします。
- 受託物危険に起因する損害について保険金をお支払いする場合において、被保険者がリースまたはレンタルした受託自動車を対象として自動車保険契約等が締結されているときは、自動車保険契約等を優先扱いとする規定を追加いたします。
- （工事業務固有）リース・レンタル用品の定義に「有償であると無償であるとを問わず、リース契約またはレンタル契約に基づき他人から借用している財物」である旨を追加いたします。また、保険金のご請求時にはリース・レンタル契約に基づく書類のご提出を必要とする改定もあわせて行います。

#### (6) 保険料の改定（引上げ）

補償の拡大や見直しなどに伴い、保険料の改定を実施いたします。

#### (7) その他の改定

上記のほか、以下のような改定を実施しております。

- 警備等業務に関する補償範囲の明確化（なお、被保険者（下請負人および下請負人の役員または使用人を含む）が、その被保険者の受託物を損壊したことに起因する賠償責任を補償対象に追加します。）
- ビルメンテナンス業務に関する規定の明確化
- 医薬品の効能不発揮に関する事故の補償対象外であることを明確化

## 5. 賠償ユニット：各種特約の改定

### (1) サイバーリスク賠償責任補償特約

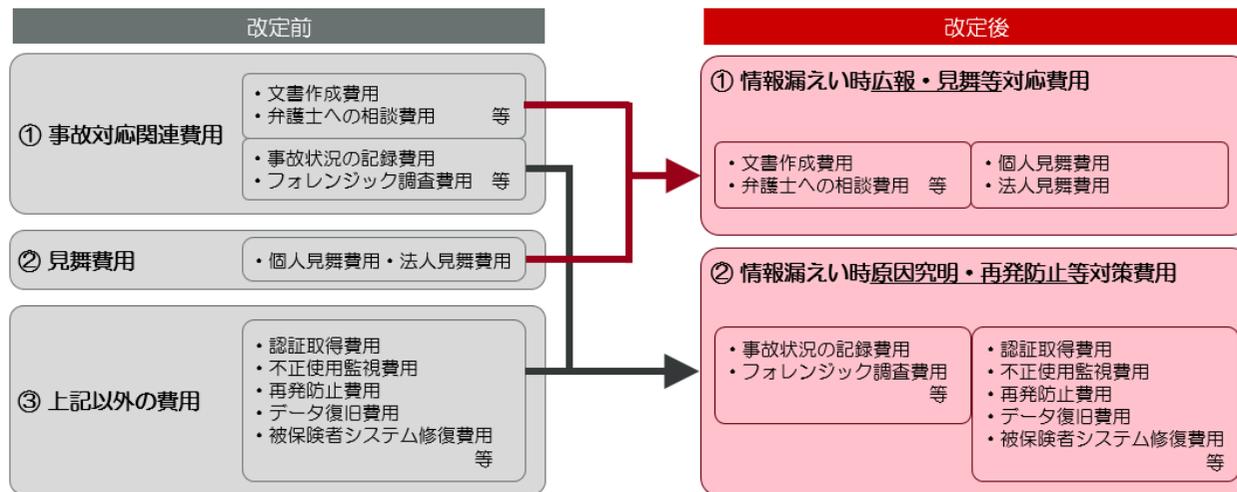
注目！

#### ① 保険金額の新設・改定

- ・特約の保険金額について、従来は3パターンでしたが、「100万円」「5億円」を新設し5パターンに拡充いたします。
- ・費用の保険金額について、従来は特約の保険金額の10%でしたが、特約の保険金額の30%または5,000万円のいずれか低い額に上げます。
- ・保険金額100万円を選択した場合は、対象となる費用が「情報漏えい時広報・見舞等対応費用」に限定されますのでご注意ください。
- ・保険金額100万円を選択し、他のサイバー保険等にも加入している場合は、この特約による損害の額が他のサイバー保険契約等による支払われるべき額を超えた場合にかぎり、その超過額に対して保険金をお支払いいたします。

#### ② 情報漏えいに関する費用の再編

従来は各種費用に分かれていた情報漏えい対応費用を分かりやすくするために再編し、「情報漏えい時広報・見舞等対応費用」と「情報漏えい時原因究明・再発防止等対策費用」の2つに集約します。（補償内容に変更はありません。）



#### ③ その他の補償内容の改定

- ・情報漏えいまたはそのおそれ客観的に明らかになる場合の定義の変更
- ・保険代理店業などを除く金融機関業務の免責追加
- ・戦争等に関する免責追加
- ・その他免責の文言等の表現を変更
- ・システム上のコンテンツによる権利侵害の拡充（意匠権の侵害を追加）
- ・事故対応特別費用の支払要件追加（事故の発生が記名被保険者の公表により客観的に明らかになることを追加）

#### ④ 保険料の改定

特約の保険料について、自動セット化にあわせて改定（引き下げ）をいたします。

### (2) 業務過誤リスク賠償責任補償特約（旧：製造業務過誤賠償責任補償特約）

従来製造業のお客さまのみがセット可能な特約でしたが、工業業や介護業のお客さまもセット可能となります。製造業の他に工業業や介護業を行うお客さまは保険料および補償内容に変更がありますので、パンフレット39ページをご参照ください。

### (3) リコール費用補償特約・リコール費用限定補償特約

被保険者が製造、販売、取扱または供給した財物の回収等の原因について、偶然性のないさび・かび等が免責であることを明確化します。

## 5. 賠償ユニット：各種契約の改定（続き）

### （4）食中毒・感染症利益補償特約

- ・新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」）による隔離期間の緩和や消毒等の措置の簡素化を踏まえ、食中毒・感染症利益補償特約の感染症に関する補償を縮小します。具体的には、特定感染症により対象施設の消毒等の措置が必要になった場合の定額払（20万円）を廃止します。また、特定感染症の休業損失補償のてん補期間について、免責時間を24時間に変更します。特定感染症のうち新型コロナによる休業損失や感染症対策費用については、**新型コロナが予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）における五類感染症に該当している場合は、補償対象外となります。**同法における一類感染症、二類感染症、または新型インフルエンザ等感染症のいずれかに該当している場合は引き続き補償の対象となりますが、今回の改定以降、休業損失のてん補期間を5日に短縮します（改定前は14日）。その他、特定感染症からレジオネラ感染症を削除します（本特約における食中毒の補償についての改定はありません。）。
- ・特定感染症の汚染が発生した場所について、「対象建物」から「対象建物等」に変更します。建物には該当しない施設における店舗等が、対象に含まれる形に補償が拡大します。
- ・この改定による保険料の改定はありません。なお今後感染が拡大する可能性のある感染症に備え、指定感染症については引き続き補償対象となります。

#### <改定前> 2023年6月30日以前保険始期契約

対象の感染症	補償内容	お支払限度額	保健所等による消毒等の指示命令等		
			汚染が発生した場合	汚染の疑いによる場合	
特定感染症	①保険金	1事故500万円限度 (てん補期間14日。 <b>届出、措置が行われた日から補償対象</b> )	①～③合算で 保険期間中 500万円限度	指示命令等 がなくても 補償対象	指示命令等 がある場合のみ 補償対象
	②感染症対策費用保険金	1事故100万円限度			
	③保険金 (定額20万円)	保険期間を通じて定額20万円 (①②の保険金の内枠払いとなります。)			
指定感染症	④保険金 (定額20万円)	保険期間を通じて定額20万円	指示命令等がある 場合のみ補償対象		



#### <改定後> 2023年7月1日以降保険始期契約（2024年6月1日以降保険始期契約用の約款文書で記載しております）

対象の感染症	補償内容	お支払限度額	保健所等による消毒命令等		
			汚染が発生した場合	汚染の疑いによる場合	
特定感染症 (レジオネラ感染症は対象外)	①休業損失保険金	1事故500万円限度 (新型コロナ以外：てん補期間14日 <b>新型コロナ※：てん補期間5日</b> ※ただし五類感染症に該当する場合は対象外 休業2日目から補償対象)	①と②合算で 1事故 500万円限度	消毒命令等 がなくても 補償対象	消毒命令等 がある場合のみ 補償対象
	②特定感染症対策費用保険金	1事故100万円限度			
	③保険金 (定額20万円)	廃止			
指定感染症	④指定感染症対策費用保険金 (定額20万円)	保険期間を通じて定額20万円		消毒命令等がある 場合のみ補償対象	

<特定感染症> エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1型、H7N9型のみ）、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

### （5）地盤崩壊危険補償特約

対物事故において、被害財物の修理費が時価額を超えた場合に、その差額の対物超過費用を補償します。被害者1名につき50万円、1回の事故につき100万円、保険期間を通じて1,000万円まで、**主契約の保険金額の外枠払い（特約の保険金額の内枠払い）**となります。ただし、損害賠償金と対物超過費用を含む各種費用を合算して1,000万円が限度となります。なお、この補償拡大により、保険料の改定（引上げ）を実施いたします。

### （6）支給材等補償特約

対物事故において、被害財物の修理費が時価額を超えた場合に、その差額の対物超過費用を補償します。被害者1名につき50万円、1回の事故につき100万円、保険期間を通じて1,000万円まで、**主契約および特約の保険金額の外枠払い**となります。なお、この補償拡大により、保険料の改定（引上げ）を実施いたします。

### （7）その他

第三者医療費用補償特約、傷害見舞費用補償特約、製造物災害補償特約において、一部免責事項の変更等を行っています。

## 6. その他の特約の改定

### (1) 弁護士費用等補償特約（旧：クレーム等対応費用補償特約）の改定

- ・対象事故に、従来の①クレーム行為、②使用人の信用毀損等の行為、に加え、③知的財産権の被侵害、④詐欺被害、⑤対人・対物被害の3つを追加します。また、紛争解決弁護士費用のうち加害者に損害賠償請求する場合の弁護士費用も補償の対象とします。
- ・この補償拡大により、保険料の改定（引上げ）を実施いたします。

### (2) 使用者賠償責任補償特約の改定

被保険者の範囲に記名被保険者の使用人を追加します。（ただし、記名被保険者の業務の遂行に起因して損害を被る場合にかぎります。）この改定により、部長や課長など役職のある使用人が法律上の損害賠償責任を負担する場合も補償されるようになります。なお、被保険者である使用人が損害賠償責任を負担する場合において、記名被保険者に損害賠償責任がない場合の損害は補償の対象外とします。

### (3) 雇用慣行賠償責任補償特約の改定

役員の定義について、一部見直しを行っています。（会社法以外の法令において同等の地位にある方や、退任した方も補償対象としています。）

※このチラシは、特にご注意ください点などの概要を記載したものです。詳細は、「普通保険約款および特約条項」、「パンフレット」、「重要事項等説明書」等をご確認ください。

【引受保険会社】



〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
<連絡先> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先